

4

(2)職務執行上之畢竟又以重大公過失為據
的行為之第三者發生之損害賠償責任
計算方法(法人大法第117條、第198條)

第198集

①任務委託の範囲と仕事の法人化生産

(3)自己文件第三者的代理人或本人所取引
方法的明细表(图三)。理事会的预算及取
引报告书必须要有这个(法人法第84条、第
92条、第197条)。

(2)理專法、法典及《定期公債存單》、法人
(3)在《忠告書》、法典及《定期公債存單》、
 (4)《忠告書》、法典及《定期公債存單》。

第172案「乙力55、法人在委託人關係上被處分」代理人對其事務、法院審理者之注意、該員外管理事務執行之義務。〔民法第644條〕。

【理事の義務・責任（2）】

【理事会・理事の権限（2）】

○以下の事項は理事会決定事項であり、その決定を理事に委任することはできません（法人法第90条第4項各号、第197条）。

- ・重要な財産の処分及び譲受け
 - ・多額の借財
 - ・重要な使用人の選任及び解任
 - ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ・法人の業務の適正を確保するため
に必要な体制の整備
 - ・定款の定めに基づく役員等の責任
の免除

○代表理事及び業務執行理事は、業務執行権に関し以下の義務があります
(法人法第91条第2項、第197条)。

- ・3か月に1回以上又は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上（その旨定款で定めた場合）、自己の職務の執行状況を理事会に報告

○なお、代表理事及び業務執行理事以外の理事には、代表権及び業務執行権はありません。

【行政庁による監督】

○認定法に規定された公益法人に対する行政庁の監督措置には、以下のようなものがあります。

- ・報告徴収、立入検査(第27条第1項)
 - ・勧告、命令(第28条第1項、第3項)
 - ・認定取消し(第29条第1項、第2項)

【罰則】

○法人法に規定された主な罰則 〈理事等が対象〉

- ・特別背任罪（7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科）（第334条）
 - ・法人財産処分罪（3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科）（第335条）
 - ・贈収賄罪（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）（第337条第1項第1号）

○認定法に規定された主な罰則

〈理事等及び法人が対象

- ・不正な手段で公益認定や変更認定を受けた者の罪（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）（第62条）
 - ・不正な目的で他の公益法人と誤認されるおそれのある名称又は商号を用いた者の罪（50万円以下の罰金）（第63条）

〈理事等が対象〉

- ・名称又は代表者の氏名の変更や合併等の届出をしない、又は虚偽の届出をする。(50万円以下の過料)(第66条第1号)
 - ・毎年の事業報告を提出しない、又はこれに虚偽の記載をして提出(50万円以下の過料)(第66条第2号)